千葉市地域型保育事業所運営事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市長は、児童福祉の増進を図るため、地域型保育事業所の管理運営事業に要する経費について予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和６０年千葉市規則第８号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、設置者（地域型保育事業所を設置運営するものをいう。）に対し補助金を交付する。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）地域型保育事業　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第６条の３第９項に規定する家庭的保育事業、法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業、法第６条の３第１２項に規定する事業所内保育事業をいう。

（２）地域型保育事業所　地域型保育事業を実施する事業所をいう。

（３）正規職員保育士　法第１８条の４に規定する保育士（以下「保育士」という。）であって、地域型保育事業所の就業規則等に定める手続によって、正規職員として雇用され勤務する者をいう。

（４）準保育士　保育士であって、１日６時間以上かつ月２０日以上勤務する正規職員保育士以外の者をいう。

（５）短時間保育士　保育士であって、短時間勤務（１日６時間未満又は月２０日未満勤務することをいう。）する者をいう。

（６）家庭的保育者　千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年千葉市条例第４７号。以下「条例」という。）第２３条２項に規定する家庭的保育者をいう。

（７）家庭的保育補助者　家庭的保育事業又は小規模保育事業（Ｃ型）に勤務する者で、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助する者をいう。

（８）保健師　保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号。以下「保助看法」という。）第２条に規定する保健師の資格を有する者をいう。

（９）看護師　保助看法第５条に規定する看護師の資格を有する者をいう。

（１０）准看護師　保助看法第６条に規定する准看護師の資格を有する者をいう。

（１１）保育従事者　小規模保育事業（Ｂ型）又は事業所内保育事業（定員１９人以下）に勤務する者であって、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者をいう。

（１２）みなし保育士　条例第２９条第３項若しくは第４項、第３１条第３項若しくは第４項、第４４条第３項若しくは第４項、第４７条第３項若しくは第４項、条例附則第７条若しくは第８条の規定により保育士とみなされる者をいう。

（補助事業等）

第３条　補助金の交付の対象となる事業、経費補助要件、補助基準額等については、別表のとおりとする。

２　この補助金の交付額は、別表に定める補助基準額と対象経費の実支出額（寄付金その他の収入

額を控除した額）とを比較して少ない方の額の１０分の１０以内とする。また、当該経費について国、地方公共団体その他の団体から補助金、助成金その他これらに類する給付金を受給している（受給を予定している場合を含む。）場合は、当該補助金等の対象となる経費を補助対象経費から控除するものとする。

（交付申請）

第４条　規則第３条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、市長が定める期日までに、千葉市地域型保育事業所運営事業補助金交付申請書（様式第１号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

（交付の条件）

第５条　規則第５条の規定により附する条件は、次に掲げるとおりとする。

（１）規則第４条の規定による交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は市長の承認を得ずに担保に供してはならないこと。

（２）規則及びこの要綱を遵守すること。

（交付決定通知）

第６条　規則第６条の規定による通知は、千葉市地域型保育事業所運営事業補助金交付決定通知書（様式第２号）によるものとする。

（分割払い）

第７条　市長は、規則第１５条ただし書きの規定により、前条の規定による交付決定額の範囲内において、補助金の額の確定前に補助金を分割払いすることができる。なお、分割払いを決定したときには、前条に定める通知書により通知するものとする。

（分割払いの請求）

第８条　前条の規定により、補助金の交付の請求をしようとするときは、規則第１６条第２項の規定により準用する同条第１項の規定により、千葉市地域型保育事業所運営事業補助金分割払い請求書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の変更）

第９条　交付決定後に、申請内容に変更（軽微な変更を除く）が生じたときは、市長が定める期日までに、千葉市地域型保育事業所運営事業補助金変更交付申請書（様式第４号）に必要な書類を添付して、市長に補助金の変更申請をしなければならない。

２　規則第４条及び第６条の規定は、前項の規定による補助金の変更申請があった場合について準用する。

３　前項において準用する規則第６条の規定による通知は、千葉市地域型保育事業所運営事業補助金変更交付決定通知書（様式第５号）によるものとする。

４　第１項の軽微な変更は、補助金の交付決定額の算定において基準となる数値等の変更を伴わない細部の変更とする。

（実績報告）

第１０条　規則第１２条の規定により報告しようとするときは、千葉市地域型保育事業所運営事業実績報告書（様式第６号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（額の確定通知）

第１１条　規則第１３条の規定による通知は、千葉市地域型保育事業所運営事業補助金額確定通知書（様式第７号）によるものとする。

（交付の請求）

第１２条　規則第１６条第１項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市地域型保育事業所運営事業補助金差額請求書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の精算）

第１３条　第７条の規定により補助金の分割払いを受けた補助事業者は、第１１条の規定による補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに、千葉市地域型保育事業所運営事業補助金支出金精算書（様式第９号）を市長に提出しなければならない。

（委任）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

なお、別表中、日本スポーツ振興センター共済掛金補助については、平成２７年度に限り、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成１４年法律第１６２号。以下「センター法」という。）に定める災害共済給付制度以外のこれに類する給付制度（以下「その他の給付制度」という。）に加入した場合も補助対象とし、補助要件及び補助基準額は以下のとおりとする。

類型	補助要件	補助基準額
小規模保育事業 事業所内保育事業	その他の給付制度（但し、センター法に定める災害共済給付制度の給付水準を上限とする）に加入した場合に係る掛金	児童１人あたり Ａ階層及びＢ階層　1,490 円 その他の階層　1,359 円
家庭的保育事業	（事業所内保育事業における従業員枠に該当する児童分の経費は除く）	児童１人あたり Ａ階層及びＢ階層　1,710 円 その他の階層　1,579 円

附　則

この要綱は、平成２８年２月２６日から施行し、平成２７年度の予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附　則

この要綱は、令和３年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表

事業名	対象経費等	補助要件	補助基準額
要配慮保育費補助	入所した児童が心身に障害等を有する場合の当該児童の円滑な受入に対する保育士配置の人件費	千葉市要配慮保育実施要綱（平成 30 年４月１日施行）第２条に規定する対象児童の保育を実施する職員を配置すること。 ＜対象＞ ・正規職員保育士 ・準保育士 ・短時間保育士 ・家庭的保育者 ・家庭的保育補助者 ・保健師、看護師及び准看護師 ・保育従事者 ・みなし保育士	加配職員１人当り 予算で定める単価×補助対象月数 ※短時間勤務を行う者（1 日 6 時間未満又は月 20 日未満の勤務をする者をいう。）を複数配置する場合の補助額は予算で定める額を限度とする。
日本スポーツ振興センター共済掛金補助	センター法に定める共済掛金	センター法に定める共済に加入すること （事業所内保育事業における従業員枠に該当する児童分の経費は除く。）	センター法に定める児童 1 人当りの共済掛金のうち、次の保護者負担額を除いた額 （保護者負担額） 日本スポーツ振興センター共済掛金徴収条例（昭和 35 年千葉市条例第 16 号）第１条中、保育所の共済掛金の額（同条例に規定する額以上を保護者から徴収している場合は徴収額）
寝具乾燥費補助	入所児童が使用する布団･毛布の乾燥に要する経費	寝具乾燥を実施すること （事業所内保育事業における従業員枠に該当する児童分の経費は除く。）	予算で定める単価 ×児童数×枚数×回数
緊急通報装置運用費補助	児童の安全管理に要する委託経費	児童の安全管理等のための緊急通報装置を設置すること （家庭的保育事業は自宅外で事業を実施する場合に限る。）	月額　６，０００円
使用済み紙おむつ処理経費	使用済み紙おむつの処理及び布おむつのリース等に要	使用済み紙おむつの処理に関し、保護者の費用負担	予算で定める単価（月額）×10 月 1 日現在の入所児童数（３歳未満児に限

等補助	する経費に対する補助	を軽減すること。おむつの処理以外の経費と合わせて保護者負担が発生する場合には、少なくとも保護者負担額から予算で定める単価を減じること。	る）×実施月数